

# 梅香苑短期入所生活介護 運営規程

(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人岳寿会（以下「事業者という。」）が開設する、梅香苑短期入所生活介護（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、指定短期入所生活介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

(指定短期入所生活介護の運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

2 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の運営の方針)

第3条 事業所は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が行うことを基本としたサービス提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 梅香苑短期入所生活介護
- (2) 所在地 熊本県阿蘇郡高森町高森 3175 番地

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は14名とする。

2 前項に定めるほか、併設する特別養護老人ホームの入所定員の範囲内において、入院等をした入所者の居室を利用して、指定短期入所生活介護等を提供できるものとする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所の従業者の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、従業者に、この規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 医師 1名  
医師は、利用者に対する健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、利用者又はその家族に対して相談援助等の生活指導を行う。
- (4) 介護職員 29名以上  
介護職員は、利用者に対する短期入所生活介護の提供に当たる。
- (5) 看護職員 3名以上  
看護職員は、利用者の健康状態に注意するとともに健康維持のための適切な措置をとる。
- (6) 管理栄養士・栄養士 1名以上  
管理栄養士及び栄養士は、献立作成・栄養量計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員 1名以上  
介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成に関する業務を行う。

(指定短期入所生活介護の内容)

第7条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- (2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状況を踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、従業者は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (4) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第 8 条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握するものとし、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者においては、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーション十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって従業者は、利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用

者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (6) 事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を行うものとする。

(利用料等)

第9条 事業者が指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分であるときは介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬告示上の額とする。

- 2 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

ただし、食費、居住費については、利用者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額を利用者負担額とする。

- (1) 食費                    350円（朝食）  
                              565円（昼食）  
                              530円（夕食）

- (2) 居住費（滞在費）    多床室                    855円（日額）

- (3) 上記の他、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の実費。

- 3 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(利用料の変更等)

第10条 事業者は、介護保険関連法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(通常事業の実施地域)

第11条 通常の実業の実施地域は、高森町とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第12条 事業者は、短期入所生活介護の提供の開始に際しては、予め利用者又はその家族に対し、運営規程の概要や従事者の勤務の体制、その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用者の同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 利用者が短期入所生活介護の提供を受ける際に留意する事項は次のとおりとする。

- (1) 利用にあたり、動物、火器、危険物等のものは原則として持ち込むことはできない。
- (2) 居室及び共有設備はその本来の用途に従って利用すること。
- (3) 他の利用者や職員に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできない。
- (4) 事業所内は、喫煙スペース以外での喫煙はできない。

(緊急時における対応方法)

第14条 短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族へ連絡・主治医に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(短期入所生活介護計画の作成)

第15条 事業所の管理者は、介護支援専門員に短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 短期入所生活介護計画に関する業務を担当する介護支援専門員は計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

3 介護支援専門員は、短期入所生活介護の目標及び内容、サービス提供をする上で留意すべき事項を記載した短期入所計画の原案を作成し、利用者や家族に対して説明し、同意を得るものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行う事とし、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第17条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行うものとする。

2 防火管理者は、本事業所の管理者をもってあて、火元責任者には本事業所の従業員をもってあてる。

3 始業時、終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。

4 非常災害用の設備は常に有効に保持するよう努める。

5 防火管理者は、非常災害に備えるために定期的に従事者に対して防火教育、防火訓練を実施する。

- (1) 防火教育及び基本訓練（消火・避難・通報） 年3回以上
- (2) 利用者を含めた総合訓練 年2回以上
- (3) 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時

6 その他必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制を取る事とする。

(秘密保持)

第18条 事業所の従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

2 事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、事業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

(記録の整備)

第19条 事業所は、設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 短期入所生活介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(苦情処理等)

第20条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(その他)

第21条 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は社会福祉法人岳寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、指定日から施行する。

改正 平成14年4月1日

改正 平成17年10月1日

改正 平成18年6月29日

改正 平成19年10月1日

改正 平成19年12月21日

改正 平成20年4月1日

改正 平成23年9月29日

改正 平成23年12月16日

改正 平成25年11月27日

改正 平成27年4月1日

改正 平成27年5月25日

(第8条第2項第2号の規定は平成27年4月1日適用とする)

改正 平成27年9月2日

(第8条第1項及び第2項第2号の規定は平成27年8月1日適用とする)

改正 平成29年2月16日

改正 令和元年10月1日

改正 令和3年8月1日